議員提出議案第1号

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和3年2月8日

提出者 福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員 横尾 武志 賛成者 同 北山 隆之 三田村 統之

理由

請願者の負担軽減及び行政手続の簡素化のため、請願者に請願書への押印を義務付けている規定について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正 する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則(平成19年7月30日 議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第76条第1項中「請願書には」を「請願者は、請願書には」に改め、「し、請願者が押印を」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則 新旧対照表

新	旧
第1条~第75条 (略)	第1条~第75条 (略)
(請願書の記載事項等)	(請願書の記載事項等)
第76条 <u>請願者は、請願書には</u> 邦文を用	第76条 <u>請願書には</u> 邦文を用いて、請願
いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者	の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び
の住所及び氏名(法人の場合にはその名	氏名(法人の場合にはその名称及び代表
称及び代表者の氏名)を記載しなければ	者の氏名)を記載 <u>し、請願者が押印を</u> し
ならない。	なければならない。
2~4 (略)	2~4 (略)
第76条~第100条 (略)	第76条~第100条 (略)